

特許権	判決年月日	令和３年８月３０日	担当部	知財高裁第１部
	事件番号	令和２年(行ケ)第１００４４号		
○ 発明の名称を「脂質含有組成物およびその使用方法」とする発明に係る特許出願に関し、審決は、引用発明との相違点の判断を誤り、相違点の容易想到性の判断にも誤りがあるとして、審決が取り消された事例。				

(事件類型) 審決(拒絶)取消 (結論) 審決取消

(関連条文) 特許法29条1項3号, 2項

(関連する権利番号等) 特願2014-99072号

(審決) 不服2016-5871号

判 決 要 旨

- 1 本件は、発明の名称を「脂質含有組成物およびその使用方法」とする発明に係る特許出願についての拒絶査定不服審判の請求を不成立とした審決の取消訴訟である。

原告は、取消事由として、刊行物5を主引用例とする新規性及び進歩性の判断の誤り等を主張した。

- 2 本判決は、要旨次のとおり判断し、本件審決は、本願発明と引用発明(刊行物5発明)との相違点2の判断を誤り、相違点2の容易想到性の判断にも誤りがあるとして、本件審決を取り消した。

- (1) 相違点2が実質的な相違点でないとした判断の誤りについて

ア 刊行物5における「最近の日本人の食生活は欧米型化が進み、…脂肪の摂取量については一日当たり40gと増加し、それに伴い、疾病の種類も変化し、…増加して、…大きな社会問題になっている。」との記載は、それに引き続き「しかし、研究が進むにつれて、脂肪を構成する不飽和脂肪酸の種類 of 摂取アンバランスによることが判明した。」などの記載があることに照らすと、脂肪の摂取量が1日当たり40gに増加したこと自体が問題であることを述べたり、それを改善すべきことを示唆するものではないと理解される。

また、刊行物5の記載全体をみても、脂肪の摂取量を1日当たり40gに差し控えるべきことや、「 ω -6脂肪酸の用量」を1日又は1回当たり「40g以下」とすべきことについての記載や示唆はない。

イ 本件審決がいうように「脂質の大量の摂取を控えること」自体が健康上の技術常識であるといえるとしても、脂質の適正な摂取量は、年齢、性別、エネルギー摂取量等の要素によって変わり得るものと考えられるから、そのことから直ちに「脂肪の摂取量」を1日当たり40g以下とすることが技術常識であることを導出することはできないし、それが技術常識であることを前提に「 ω -6脂肪酸の用量」を1日又は1回当たり「40g以下」とすることが技術常識であるということとはできない。

ウ 刊行物 5 には、本件審決のいう技術常識を踏まえても、刊行物 5 発明に含有する「 $\omega-6$ 脂肪酸の用量」を 40 g 以下とすること（相違点 2 に係る本願発明の構成）についての実質的な開示があるものと認めることはできず、相違点 2 は実質的な相違点であると認められる。

(2) 相違点 2 の容易想到性の判断の誤りについて

前記のとおり、刊行物 5 には、脂肪の摂取量を 1 日当たり 40 g に差し控えるべきことや、「 $\omega-6$ 脂肪酸の用量」を 1 日又は 1 回当たり「40 g 以下」とすべきことについての記載や示唆はなく、また、「 $\omega-6$ 脂肪酸の用量」を「40 g 以下」とすることが技術常識であることを認めるに足りる証拠がないことに照らすと、刊行物 5 に接した当業者が、刊行物 5 発明において、相違点 2 に係る本願発明の構成を採用することの動機付けがあるものと認めることはできないから、上記構成とすることを容易に想到することができたものとは認められない。